

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和7年3月26日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 柳 田 遊

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和7年2月12日から令和7年2月21日

3 監査の対象部課等

教育委員会 教育政策課

4 監査の対象

令和6年度（令和6年4月1日から令和6年12月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織や運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【教育委員会 教育政策課】

令和6年度に係る財務事務の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

8 意見

【教育委員会 教育政策課】

(1) 寒川総合図書館について

寒川総合図書館の2023年度の来館者数は、新型コロナウイルス感染症流行前の2019年度と比較すると、年間約10万人減少し、また、流行以後も2021年度から来館者数や貸出点数の減少が続いている。

こうした状況を改善するため、減少要因を分析した上で指定管理者と課題を共有し、来館者等の増加に向けた魅力ある図書館づくりに取り組んでいただきたい。